

企画競争説明書

業務名称：パレスチナ西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクト

調達管理番号：22a00497

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月12日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年10月12日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年1月～2027年1月(48か月)

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年1月～2024年1月(約12か月)

第2期：2024年1月～2025年7月(約18か月)

第3期：2025年7月～2027年1月(約18か月)

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の15%を限度とする。

第3期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の15%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Kido.Masami@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年10月18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年10月19日 12時
3	質問への回答	2022年10月24日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年11月4日 12時
6	プレゼンテーション	2022年11月9日 16時～18時

7	評価結果の通知日	2022年11月15日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パレスチナ獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00849010100）の受注者（株式会社シーエスジェイ）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
 - ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パレスチナ西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パレスチナの国土は、ヨルダン川西岸地区とガザ地区に分かれ、総人口約497万人のうち、約60%が西岸地区に居住している（パレスチナ中央統計局2019）。パレスチナの全GDPは145億USドルと推定され（IMF2018）、うち農業が占める割合は3～5%で推移している。パレスチナ全域の労働人口の11.5%が農業に従事しているとされ、その三分の一を女性が占めていることから、女性の労働参加率が非常に低い当該国において、農業は女性の収入源として重要である。中でも畜産業は、農業セクターGDPのうち40～46%を占めると推定されており（FAO2019）、農村における主要な経済活動のひとつである。また、パレスチナ特有の文化や伝統の継承という意味でも重要視されているとともに、イスラエルによる侵攻の脅威下において、土地の収奪に一定の抑止力をもっている（パレスチナ農業セクター開発戦略（2015-19））。

パレスチナで一般的に飼養されている家畜は、多い順に羊（60万頭）、山羊（25万頭）、牛（3.4万頭）、馬、ラクダ、そしてニワトリ（3.3万頭）や七面鳥などの家禽類である。なかでも、小反芻獣（羊・山羊）の飼養頭数が多く、戸数として大多数を占める小規模農家や遊牧民の重要な生計手段となっている。いずれの農家も、昼間は放牧して夜は畜舎に収容する飼育形態が多い。乳牛やニワトリでは、企業による近代的な集約飼育が行われている。牛肉以外の精肉と乳・乳製品の自給率は高く、一部は加工肉として主に隣国ヨルダンに輸出もされているが、牛肉生産だけはイスラエルから合法・違法的に生体輸入される牛に依存している。他方、パレスチナの畜産業は、限られた土地、水の利権、低い生産性、家畜疾病等といった問題を抱えている。特にイスラエルとの境界地域を中心に、口蹄疫（FMD）や小反芻獣疫（PPR）、ブルセラ病といった重要な家畜感染症が常在しており、乳や肉の生産性低下と家畜幼獣の損耗および死亡による著しい経済損失を生んでいる。本年（2022）初頭から発生が続いている口蹄疫の流行は、その規模と流行期間が同国史上最大となっており、何千頭もの家畜の死亡と農家の廃業が報じられている。

農業庁はこれらの問題を解決すべく、「国家農業セクター戦略 II（2017-2022）」を策定しており、その中で畜産業の普及サービスに係る農業普及員と獣医師の連携の強化、公共研究機関及び大学の強化が重要な目標として掲げられている。しかし、イスラエルによってワクチンの製造と輸入が制限されていることに加え、畜産現場における疾病等の課題を把握し、対策を講じるための、サーベイランス体制と検査室ネットワークが整備されておらず、家畜疾病対策の実効性が確保できない状況となっている。

こうしたなか、パレスチナ政府は、家畜衛生システムの強化と、家畜疾病の診断を行う国立獣医ラボラトリー（以下「獣医ラボ」）および地域獣医事務所の能力向上、そして獣医師に対する卒後教育の実施により、畜産農家に対する獣医・家畜衛生サービスの強化を図ることで、農家の生計向上を目指すことを目的に本プロジェクトを我が国に要請した。

第3条 プロジェクトの概要

- (1) プロジェクトサイト・対象地域名
パレスチナ西岸地区、モデル県（プロジェクト開始後に1～2県選定予定）
- (2) 協力期間
2023年1月～2027年1月（計48カ月）
- (3) 事業実施体制
農業庁獣医サービス家畜衛生局（GDVSAH）
- (4) 事業目的
本プロジェクトは、パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区において、家畜疾病対策にかかる中央レベルでの管理体制の改善、獣医ラボでの家畜疾病調査・診断能力の強化、モデル県において中央と地方のネットワークを構築することにより、獣医機関及びモデル県の家畜衛生サービスの改善を図り、もって西岸地区の家畜疾病コントロール体制の強化に寄与するもの。
- (5) 上位目標
パレスチナ西岸地区において家畜疾病コントロール体制が強化される。
- (6) プロジェクト目標：
獣医機関およびモデル県の家畜衛生サービスが改善される。
- (7) 期待される成果
成果1：家畜疾病対策にかかる管理体制が改善される。
成果2：家畜疾病調査・診断能力が改善される。
成果3：モデル県において、家畜疾病対策のための中央と地方のネットワークが構築される。
- (8) 活動

<活動0：課題分析、ベースライン調査、エンドライン調査>

- 0-1 カウンターパート（C/P）による獣医・家畜衛生サービスシステムのボトルネック評価を支援する。
- 0-2 活動1、2、3に係る各ステークホルダーへの具体的な投入を決定する。
- 0-3 活動3のモデル県と対象疾病を選定する。
- 0-4 ベースライン調査（ジェンダー分析を含む）を実施する。
- 0-5 エンドライン調査（ジェンダー分析を含む）を実施する。

<活動1：中央レベルの活動>

- 1-1 届出伝染病の発生時の国と地方の対応や指揮系統を明確化させる。
- 1-2 有病率調査やワクチン接種後のモニタリングのための血清学的調査能力と、発生の規模と範囲を決定しリスクに応じた調査と対策を計画するための疫学分析能力を強化する。
- 1-3 成果3の達成状況に基づき、発生報告から対策の実施までの一連のプロセスについて、すべての地区において中央と地方の関係者間の機能的ネットワーク強化措置を計画する。

<活動2：中央獣医ラボ（CVL）、地方獣医ラボ（PVL）、地方獣医事務所（DVO）の検査室に対する活動>

- 2-1 既存の部門の技術的能力を強化するとともに、CVLの病理学的検査に必要な資機材と技術指導を提供する。
- 2-2 CVLやGDVSAH本部と協力して、疾病診断、フィールド調査、疾病対策に関するDVOの獣医師の研修カリキュラムを作成・実施するための、卒後教育委員会を設置する。
- 2-3 開発したカリキュラムに沿ってトレーナー研修（ToT）を実施する。
- 2-4 委員会によるDVO職員に対する研修の実施を支援する。
- 2-5 PVLとDVOにおける検体輸送と検査能力の向上に必要な資機材を整備する

<活動3：モデル県での活動>

- 3-1 DVOによるモデル県の関係者に対する説明会を支援し、公的獣医サービスとそれに必要な協力関係の構築について啓発する。
- 3-2 地域の関係者と協力して、DVOが実施する家畜疾病の疫学調査を支援する。
- 3-3 疾病の原因究明のため、DVOによるサンプリングと基本的な検査、CVL/PVLによる検査室診断を支援する。
- 3-4 DVOが、地域の関係者と協力して、疾病対策を立案することを支援する。
- 3-5 DVOが、地域の関係者と共に実施する疾病対策を支援する。
- 3-6 診断と対策に係るネットワーク体制のボトルネックを評価する。

第4条 業務の目的

西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクトに関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussions：R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、「第3条（6）プロジェクト目標」を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2022年4月21日に当機構がとパレスチナ自治政府農業庁と締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施するとともに、業務の進捗に応じ「第8条 成果品等」に記載の報告書を作成するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）安全管理

新型コロナウイルスの影響に加えて、イスラエルや周辺国との関係の変化で急激に治安が悪化することもあり得、また、治安情勢が概ね安定しているとされている地域であってもテロや騒擾が発生する等、日々情勢が変化している。コンサルタントは発注者の安全対策措置を守り、渡航制限がかかる対象地域に対しては現地傭人の活用や遠隔で技術移転を行う。また、プロジェクト関係者は JICA パレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制を確保し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と日々、緊密に連絡をとるよう留意する。

（2）プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート(C/P)のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（パレスチナ側実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

（3）C/P のオーナーシップの確保

技術協力プロジェクトにおいては、業務実施のプロセスにおいていかに C/P の能力を向上させるかが最も重要である。コンサルタントは、相手国側実施機関及び C/P のオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家のみで業務を実施するのではなく、C/P らと密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けるものとする。

(4) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトのパレスチナ側実施機関は、農業庁（MOA）獣医サービス家畜衛生局（GDVSAH）で、獣医サービスと家畜衛生、公衆衛生業務を担当する「技術セクター副長官補佐役」（役職名）がプロジェクト・ダイレクター、GDVSAH 局長がプロジェクト・マネージャーとして任命される予定である。GDVSAH は、6つの専門部（Directorate）を有し、各「部」はさらに3から7の「課」に分かれる。各部には獣医官が1～3名配属され、各管轄課の業務総括、計画、および物品調達等業務を行っている。本プロジェクトの主なC/Pは、疫学部（Directorate of Epidemiology）の獣医官となることが想定されている。

Hebron 県には「中央獣医ラボ（CVL）」があり、パレスチナ西岸地区各地の家畜疾病診断および食品安全のための検査を行っている。西岸地区にある11の県（District）にそれぞれ「地域獣医事務所（DVO）」が設置されており（計13か所、Hebron 県のみ3か所）、DVOはGDVSAHに直接属す組織で、GDVSAH 本部の6つの部それぞれの出先機関という位置づけである。西岸地区北部域の基幹事務所である Nablus 県の DVO のみが地域獣医ラボ（PVL）を有し、Nablus 以北にある6～7県の DVO に対して一次検査サービスを提供している。

コンサルタントは、プロジェクト開始後に GDVSAH 本部から任命される C/P スタッフと協働し、プロジェクト活動を行うことが想定される¹。

なお、プロジェクト方針・内容・活動計画を協議・確認し、意思決定を行う場として、R/Dにて合同調整委員会（JCC）を設置することが合意されている。JCCはプロジェクトチーム（C/Pとコンサルタント）の他、実施機関及び JICA 関係者にて構成される。第1回 JCC 会合はプロジェクト開始後1ヵ月以内、第2回以降は第1回会合後半年毎に開催する予定とする。

(5) 契約の分割

本業務については、活動の上の区切りから以下の3つの契約期間に分けて実施することを計画している。

第1期：2023年1月 ～ 2024年1月（12か月）

第2期：2024年1月 ～ 2025年7月（18か月）

第3期：2025年7月 ～ 2027年1月（18か月）

このため、各期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする²。

(6) モデル県の選定基準

第1期業務で実施する活動0の一環として、活動3のモデル地区として1～2県を選定する。選定基準として、①PVL または CVL（PVL の強化も活動の中での位置づけが大きいいため、可能であれば PVL）へのアクセスが良好であること、②DVO に意

¹ コンサルタントは、入手可能な情報を基にプロジェクト活動の効果的、効率的な実施体制について、プロポーザルで提案することとする。

² 契約期間分けについては、上記記述にかかわらず、コンサルタントが適切と考える期間があれば、その理由を付してプロポーザルにて提案することとする。

欲的な職員がいること、③民間獣医師等農場現場でのプレーヤーとのコミュニケーションが良好であること、④農家数や家畜数が多いことなどを想定している³。

(7) PVL の強化

PVL は西岸地区北部に位置する 6 つの DVO の検査診断をカバーするために設立されたが、機械の故障・劣化や検査用消耗品の供給が不安定であることから、基本的な検査ができない状態に陥っている。そのため、PVL から CVL への検体の転送が増え、診断に要する時間が長くなり、農場現場での対応が遅れる等の課題が出ている。活動 2 の初期段階で PVL の診断機能を回復させる活動を行う。また、プロジェクト活動の成果を維持するために、PVL への継続的な予算配分されるようパレスチナ側に働きかける。

(8) C/P 機関に対する機材供与

CVL、PVL および各 DVO に対する機材供与の内容は、第 1 期業務期間にプロジェクト関係者の支援の下で C/P が実施するセルフアセスメントの結果に基づいて決定することを想定している。このため、現時点で詳細なスペックや調達方法などが確定している機材はないので、プロポーザルに記載する必要はない。プロジェクト開始後、第 1 期業務期間中に行うベースライン調査をもとに、仕様、数量及び調達計画を決定し、必要に応じ契約変更にて調達手続きを内包化する予定である。

なお、供与対象とする DVO の選定と資機材の内容は、プロジェクト開始後に管轄地域の面積や農家軒数および家畜頭数、最寄りの診断ラボへの実質的な距離、そして職員の意欲などを勘案し、DVO ごとに決定する。また、パレスチナへの試薬や資機材の輸入は、通関の際にイスラエル当局の許可を必要とし、通常のプロジェクトより調達業務に手間と時間を要することが想定されることから、コンサルタントは、機材・物品調達を担当する業務従事者を配置する必要がある。

(9) 卒後教育の実施機関と内容の検討

活動 2 で卒後教育委員会を設立し、卒後教育カリキュラムを構築することとなり、委員会のメンバーとして、疫学部、CVL、PVL、選定された DVO の獣医官が想定されており、さらに、民間獣医師の同委員会への参画およびパレスチナ獣医協会 (Palestinian Veterinary Association) との協働が期待される。一方、どの機関 (団体) が卒後教育実施の担い手となるかを、プロジェクト終了後の継続性を見据えて GDVSAH と協議することが求められる。なお、本プロジェクトで実施することが期待されている卒後教育の内容は以下の通りである⁴。

- 診療現場とラボにおける重要疾病の類症鑑別の技術
- 各種検査結果の解釈およびそれに基づく対応
- 検査方法別の適切な試料の採取および運搬方法
- 感染性物質の取り扱いにおけるバイオセーフティとバイオセキュリティ
- 家畜疾病の調査とワクチン効果モニタリングのための採材デザインと基本的な生物統計学

³ この他に適切な基準があれば、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

⁴ コンサルタントは、その実施方針をプロポーザルで提案することとする。

- 重要家畜疾病の発生を想定した SOP に基づく机上演習
- 畜産物の食品衛生対策
- 動物医薬品と適切な管理と耐性菌対策

(10) ジェンダー・環境配慮

パレスチナはジェンダー規範が厳しく、女性の行動に制約があるが、本プロジェクトでは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに留意しながら、活動を進める。具体的には、女性スタッフの能力強化の促進、ベースライン調査時にジェンダー分析の実施、成果3にかかる活動への女性関係者の参加促進を行うことを想定している⁵。

(11) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果

パレスチナでは、多数の国際機関、二間援助機関、NGO が農業分野の支援を行っている。本プロジェクトの関連分野では、FAO が、GDVSAH を対象とした家畜感染症対策に関する法規の整備支援や、CVL に対する診断検査用消耗品の供与、耳標による個体識別システムの導入等を行っており、また EU が屠畜場および家畜市場のインフラ整備と技術協力を実施・計画中である。コンサルタントは、積極的に他援助機関と情報交換を行い、支援プログラムとの調整・連携を検討する。援助機関関係の会合等がある際は、必要に応じてコンサルタントは JICA パレスチナ事務所に協力して、同会合等に参加し、情報収集・意見交換を行い、併せて本プロジェクトの成果等の発信を行う。

また、国際獣疫事務局 (WOAH) が、2010 年と 2017 年にパレスチナ獣医・家畜衛生サービスについて、「PVS (Performance of veterinary services) ギャップ分析調査」を実施し、報告書を公開している⁶。

(12) パレスチナの特殊事情への配慮

パレスチナでは、イスラエルの政策により、生物学的製剤や関連資機材等の供給もイスラエルの管理下に置かれるなど、輸入や動物検疫の実施においてイスラエルによる制限を受ける。このため、パレスチナ側の権限のみで対応できない事項があるので、活動実施にあたり十分配慮する必要がある。イスラエルとの調整が必要になる場合にはパレスチナ事務所とも事前に相談の上、十分な時間を確保する等留意する。

(13) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にパレスチナ及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることとする。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。必要に応じて、ニュースレター (英、アラビア語) 等を発行して関係者へ配布する。また、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、機構サイト上に設置するプロジェクトホームページ (日本語) に原稿を提供する。他方、パレスチナにおける広報活

⁵ ジェンダー主流化のための取り組み方針をコンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

⁶ コンサルタントは、同報告書を適宜参照し、本プロジェクトの成果が同報告書で指摘されたギャップの解消に貢献するための方策をプロポーザルで提案することとする。

動については、イスラエルとの関係で十分留意すべき事項があることから、コンサルタントはパレスチナ事務所と随時、相談を行うこととする。また、発注者が行う ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供など、発注者の求めに応じて必要な協力を行うこと。

第7条 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下の通りである。なお、第1期契約におけるベースライン調査の結果等を踏まえ、第2期契約の業務内容の詳細を再検討する。

【全体にかかる業務】

(1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

各期開始に際し、本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) モニタリングシート（英文）の作成

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシートを C/P と共同で作成し、JICA パレスチナ事務所経由で JICA 経済開発部に提出する。進捗状況を踏まえ、必要に応じて PDM 改定案、及び活動計画修正案を提案する。

(3) 合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回以上の頻度で JCC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、および目標の達成度等を確認する。R/D にて合意されたメンバー構成として、JICA 専門家（コンサルタント）およびカウンターパートの他に、農業庁技術セクター副長官補佐役（プロジェクトダイレクター、JCC 議長）、同庁獣医サービス家畜衛生局長（プロジェクトマネジャー）、対象 District の獣医事務所長、同庁総務・経理局および計画・政策総局、必要に応じて財務省国際連携・プロジェクト局、その他関係者を含むこととしている。コンサルタントは JCC の設立及び会合の開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。プロジェクトの効果的・効率的な実施のために開催される JCC の設立を支援する。

また、日常的なプロジェクトの運営管理を行う実施メンバーとして、C/P 機関と協議の上、タスクフォース委員会の設置を支援する。

(4) パンフレットの作成

本プロジェクト概要をパレスチナ政府機関や他の援助機関等に共有するためのツールとして利用することを目的として、パンフレット（和文、英文、アラビア文）を作成する。パンフレットの仕様は A 4 両面印刷 1 枚とし、プロジェクトの背景、目的、

内容、工程、成果等を記載するものとする（プロジェクトの過程において適宜配布するものとする）

【第1期契約期間：2023年1月～2024年1月（12か月）】

（1）成果1にかかる活動＜C/P：CVL、疫学部＞

C/Pによる獣医・家畜衛生サービスシステムのセルフアセスメントおよびボトルネックの分析を支援する。次にR/Dに記載の各指標（上位目標、プロジェクト目標、各成果）の測定方法についてC/Pおよび関係者と協議して決定し、ベースライン調査を実施する。

（2）成果2にかかる活動＜C/P：疫学部、フィールドサービス部、ラボ部、DVO＞

R/Dに記載の各指標の測定方法についてC/Pおよび関係者と協議して決定し、ベースライン調査を実施する。

（3）成果3にかかる活動＜C/P：疫学部、フィールドサービス部＞

モデル県（最大2か所）と対象疾病を選定し、R/Dに記載の各指標の測定方法についてC/Pおよび関係者と協議して決定し、ベースライン調査を実施する。

（4）機材調達計画の作成

上記のベースライン調査をもとに、供与機材の仕様、数量及び調達計画を決定する。

（5）プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の終了時に活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

【第2・3期契約期間：2024年1月～2027年1月（36か月）】

（1）成果1にかかる活動＜C/P：CVL、疫学部＞

- ① 届出伝染病発生時の国と地方の対応やその指揮系統を調査し、C/Pと協議して各ステップの具体的な責任部署を明確化する。また、High Impact Livestock Disease Control Strategies⁷の実行に際しての課題を整理し、家畜伝染病発生時の対応のための指針となる現実的な標準作業手順書（SOP）を策定する。
- ② 有病率調査やワクチン接種後のモニタリングのための血清学的調査の実施方法をC/Pに指導する。また、アウトブレイクの発生規模と範囲を決定しリスクに応じた調査と対策を計画するための疫学分析能力を強化するため、C/Pに対する技術指導および机上演習を実施する。
- ③ 成果3に基づいたC/Pとの協議を通し、サーベイランスループ（疾病の探知、

⁷ 5種類の主要な疾病（小反芻獣疫、スクレイピー、家きんサルモネラ症、ランピースキン病、ブルータング）に焦点を当てた戦略書（2017～）が、FAOの支援のもと策定され、承認に向けて審議中である。

報告、分析・解釈、対策、評価の一連のプロセス)の起点となる各県DVOの機能強化と上位機関とのネットワーク強化をモデル県以外の西岸地区全県に普及・展開するための計画を策定する。

(2) 成果2にかかると活動<C/P:疫学部、フィールドサービス部、ラボ部、DVO>

- ① CVLの既存の検査セクション(微生物学的検査セクション、血清学的検査セクション、分子学的検査セクション)の技術的能力を強化するとともに、新たに立ち上げる病理学的検査セクションに必要な資機材と技術を選定し、資機材供与および技術指導を実施する。
- ② 北部県で発生した疾病の一次診断を担うPVLの役割と現状とのギャップを分析し、拡充すべき検査項目や診断対象疾病を選定し、資機材の供与および技術指導を行う。
- ③ DVOごとに資機材配備状況と管轄地域の特徴、また北部県からPVL、南部県からCVL、そしてPVLからCVLへの検体輸送体制の改善の必要性を踏まえ、各DVOに必要な資機材を供与し、その運用について助言する。
- ④ CVLやGDVSAH本部と協力して、疾病診断、フィールド調査、疾病対策に関するDVOの獣医師の研修カリキュラムを作成・実施するための、卒後教育委員会の設置を支援する。
- ⑤ 卒後教育委員会によるカリキュラム作成を支援し、作成されたカリキュラムに沿って指導者研修(ToT)を実施する。
- ⑥ 卒後教育委員会によるDVO等職員研修の定期開催に向けた体制整備を支援し、研修を実施する。

(3) 成果3にかかると活動<C/P:疫学部、フィールドサービス部>

- ① DVOによるモデル県の関係者に対する説明会を支援し、公的獣医サービスとそれに必要な協力関係の構築について啓発する。
- ② 地域関係者と協力して、DVOが実施する家畜疾病の疫学調査を支援する。
- ③ 疾病の原因究明のため、DVOによるサンプリングと基本的な検査、CVL/PVLによる検査室診断を支援する。
- ④ DVOが地域関係者と協力して疾病対策を立案することを支援する。
- ⑤ DVOが地域関係者と共に実施する疾病対策を支援する。
- ⑥ モデル県での活動を総括し、家畜疾病診断と対策に係るネットワークのボトルネックを評価し、プロジェクト終了後のモデル県以外への展開・普及に資する教訓をまとめ提案する。

(4) セミナーの開催

第3期契約期間の終了前3か月ぐらいを目処に、プロジェクト成果を実施機関及び

関心を持つドナー関係者を対象としてセミナーあるいはワークショップを開催する。

(5) プロジェクト事業完了報告書の作成

第3期契約期間の終了時に全期間を対象に活動結果を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各期において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下のうち、プロジェクト事業進捗報告書、及び、プロジェクト事業完了報告書とする。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	第1期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第1期およびプロジェクト全体概要）	第1期業務開始から2か月以内	英文：1部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 1	第1期開始から2か月後	電子データ
	プロジェクト概要のパンフレット（A4サイズ両面印刷）	第1期業務開始から3か月以内	和文：20部 英文：30部 アラビア語：50部
	Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1提出から6か月後	電子データ
	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）	第1期契約履行期間の末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第2期）		
	Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 4	Ver. 3提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 5	Ver. 4提出から6か月後	電子データ
	2プロジェクト事業進捗報告書（第2期）	第2期契約履行期間の末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	第3期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第3期）	第3期業務開始から2か月以内	英文：1部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 6	Ver. 5提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 7	Ver. 6提出から6か月後	電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 8	Ver. 7提出から6か月後	電子データ

プロジェクト事業完了報告書	第3期契約履行期間末日	和文：2部 英文：2部 CD-R：3枚
---------------	-------------	---------------------------

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者とコンサルタントで協議、確認を行うが、以下の内容を含むものとする。

- プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点
- プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された研修資料やマニュアル等の各種資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を作成して発注者に提出する。同月報には以下の内容を含むこととする。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 詳細活動計画（Work Breakdown Structure, WBS）
- 3) 業務フローチャート

（4）その他

上記提出物の他、パレスチナ側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議について、JICAが必要と認め、各種報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	プロジェクトの実施体制	第6条 実施方針及び留意事項 (4) プロジェクトの実施体制 (p.11)
2	契約の分割	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 契約の分割 (p.11)
3	モデル地区（県）の選定基準	第6条 実施方針及び留意事項 (6) モデル地区（県）の選定基準 (p.11)
4	卒後教育の実施方針	第6条 実施方針及び留意事項 (9) 卒後教育の実施機関と内容の検討 (p.12)
5	ジェンダー主流化のための取り組み方針	第6条 実施方針及び留意事項 (10) ジェンダー・環境配慮 (p.13)
6	「PVS ギャップ分析調査報告書」で指摘されたギャップの解消に貢献するための方策	第6条 実施方針及び留意事項 (11) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果 (p.13)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：畜産・家畜衛生にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

業務主任者／畜産・家畜衛生行政

獣医臨床・家畜衛生

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 32.00人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／畜産・家畜衛生行政）】

- ① 類似業務経験の分野：畜産・家畜衛生行政に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パレスチナ及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 獣医臨床・家畜衛生】

- ① 類似業務経験の分野：獣医臨床・家畜衛生に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パレスチナ及び全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年1月に開始し、2026年12月の終了を予定している。以下の通り2期に分けた業務実施を想定しています。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行います。

第1期：2023年1月～2023年12月（12か月）

第2期：2024年1月～2025年7月（18か月）

第3期：2025年7月～2027年1月（18か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 74.50 人月（現地：70.00人月、国内4.50人月）

上記の業務量には、以下を含みます。

- ・本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.50人月（別見積）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／畜産・家畜衛生行政（2号）（成果1を中心に全体を統括）
- ② 動物感染症診断（成果2を担当）
- ③ 獣医病理学（成果2を担当）
- ④ 獣医臨床・家畜衛生（3号）（成果3を担当）
- ⑤ 機材導入計画・研修管理

（なお、上記業務従事者の他、「獣医感染症疫学」担当の専門家を発注者が契約し、派遣する予定です。この専門家の活動内容として、主に成果1における家畜伝染病対策のための戦略の課題解析と解決策の助言および感染症サーベイランスや対策評価のための疫学調査・分析技術の指導を想定しています。）

3) 渡航回数を目途 全46回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン
ト等）への再委託を認めます（本見積としてください。）。

- ベースライン調査のための情報収集（GDVSAHによるサービスの現状・
課題の確認、受益者農家へ抱える課題の抽出、政府・農家レベルのジェン
ダー分析など、2～3か月の調査を想定）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 01_パレスチナ西岸地区家畜衛生サービス改善プロジェクト基本合意文書（RD）
- 02_パレスチナ家畜衛生詳細計画策定調査報告書（最終版）
- 03_添付資料1：MM（RD案含む）
- 04_添付資料2：PDM（ver.0）
- 05_添付資料3：面談・訪問記録
- 06_パレスチナ畜産・獣医分野に係る情報収集・確認調査（獣医サービス・獣医学
教育）報告書（日）
- 07_パレスチナ畜産・獣医分野に係る情報収集・確認調査（獣医サービス・獣医学
教育）報告書（英）

2) 公開資料

なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
5	Wifi	無

(6) 安全管理

JICAが定める「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵
守願います。（2022年9月2日時点の安全対策措置は以下のとおりです）

また、JICA事務所が策定する「パレスチナ自治区・イスラエル国安全対策マニユ
アル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICAの国別安全対策情報HP
（URL: <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。（参考）

安全対策措置（2022年9月2日時点）

【公共交通機関利用について】

- ・エルサレム・ライトレール（JLR）：Shu'fat 駅から Giv'at Hamivtar（French Hill）駅までの区間は乗降禁止
- ・鉄道は利用可。バス、シェルトの利用は禁止。エルサレム・テルアビブ間の直行バスのみ利用可。
※公共交通機関利用に際しては、混雑する時間帯及び経路は出来る限り避けること。

【宿泊施設利用について】

- ・ヨルダン川西岸地区への業務渡航においては、事務所の定める利用可能ホテルのみ宿泊可能とする。

【イスラエル内 注意喚起】

- ・巻き込まれ被害を避けるため、不特定多数の人が集まる場所や観光スポットへの不要不急の立ち寄りには控えること。
- ・公共交通機関の利用時は、混雑する時間帯及び経路は出来る限り避ける。
 - ・ガザ境界線に近い地域では、可能な限り堅牢・大規模な施設の付近に滞在し、警報を耳にした際は速やかにシェルターに移動できるよう、心がける。

【エルサレム旧市街 行動制限範囲】

- ・エルサレム旧市街を訪問する場合は、事前に訪問を予定する施設の文化的・宗教的背景や禁忌について確認すること。訪問中は、如何なる背景の人々に対しても配慮を欠かさず、必要に応じてイスラエル軍等の現地当局の指示に従う。また、利用可能な携帯電話を所持し、緊急の連絡に備えること。
- ・金曜日、イスラム教やユダヤ教の祝祭日、イスラエルの祝祭日は、アル・アクサモスクやダマスカス門付近の通行を禁止する。それ以外の場合も不要不急の立ち寄りには避ける。
- ・エルサレム旧市街は、特に情勢不安の影響を受けやすい地区であるところ、別途事務所からの立ち寄り制限等の指示がある場合はこれに従う。

【パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区内 行動制限範囲】 ・必ず事前に事務所宛に移動届（滞在都市、宿泊先（伴う場合）、移動手段、緊急連絡先を明記）を提出すること。情勢によっては渡航直前であっても事務所の指示に従って計画の再検討または中止を行う。

- ・アルコールの提供を主目的とした、外国人が多く集まる目立つ飲食店（レストラン、バー、クラブ等）への立ち入り禁止。
- ・ホットスポット（チェックポイント、難民キャンプ、入植地（近辺含む））の立ち入り制限
- ・19:00 から 6:00 の都市間移動禁止（イスラエルから西岸地区都市への移動含む。ただしテルアビブ（ベングリオン空港）-ラマツラ間の移動等は、業務上必要であると JICA 事務所長が認めた移動については可とする。）

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

1) 旅費（航空賃）

2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**

5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

6) その他（以下に記載の経費）

本邦研修／招へいに係る経費（業務人月1.50人月分の報酬を含めてください）

本邦研修／招へいに係る国内再委託に係る経費

現地セミナー開催費（参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

1) 一般業務費（資料等翻訳料） 6,000千円（本見積）

（4）不確定業務量（人月）について

以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に

示す業務量で「報酬」を見積もってください。

- 1) 本邦研修（又は招へい）に係る業務： 1. 50人月（研修（又は招へい）
（別見積）
- ・（内訳）実施前準備にかかる業務量0. 50人月、実施期間中の業務量1. 00人月

（4）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、
提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒テルアビブ（トルコ航空）

東京⇒ドバイ⇒テルアビブ（エミレーツ航空）

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（8）その他留意事項

特になし。

別紙2：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／畜産・家畜衛生行政</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：獣医臨床・家畜衛生	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上